|  |  |
| --- | --- |
| 賦課年度 | 　 |
| 受益者コード |  |

様式第8号(第13条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

出雲市上下水道事業管理者

下水道事業受益者負担金等減免決定通知書

下水道事業受益者負担金(分担金)の減免について次のとおり決定しましたので、出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例施行規程第13条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定の事項 | 減免します。(減免率は下記のとおり)　　　減免しません。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在地 | 地目 | 地積（㎡） | 減免理由 | 減免率（％） | 減免額 |
|  |  |  |  |  | 円 |
| 　 | 　 |  | 　 |  | 円 |
| 　 | 　 |  | 　 |  | 円 |
| 　 | 　 |  | 　 |  | 円 |
| 　 | 　 |  | 　 |  | 円 |
| 備　考 | 減免理由が消滅したとき、または変更があったときは、遅滞なく届出をしてください。 |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。